

# 福岡県公報

平成十七年十一月二十八日  
第二千四百六十六号  
増刊 ①

## 目次

規則(第八十九号)

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

訓令(第十四号)

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………一

## 規則

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年十一月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第八十九号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四項第三号中「施行規則」の下に、「福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年福岡県規則第三十号)」を「施行細則」を加え、同号中「ト」を「チ」に改め、同チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。

チ 施行細則第七条の規定に基づき、貸付けを行った者から、住所等の変更届等を受領すること。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

### 福岡県訓令第十四号

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十一月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程(昭和四十年三月福岡県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第九号及び第十号を次のように改める。

九及び十 削除

第十六条第十二号の二中「総務事務集中化準備室長」を「総務事務センター課長」に改め、同条第十三号中オをケとし、イからノまでをホからマまでとし、ホの前に次のように加える。

イ 規則第九条第一項の規定に基づく本庁等の臨時の出納員の任免を行うこと。

ロ 規則第十条第一項の規定に基づく本庁等の現金出納員の任免を行うこと。

ハ 規則第十条の二第二項の規定に基づく本庁等の分任出納員の任免を行うこと。

ニ 規則第十条の二第二項の規定に基づく財務担当所の分任出納員の任免を行うこと。

第十七条第三号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同条第四号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとする。

第二十三条第一項第一号ハ中「含む。」の下に「及び財務規則第四百二十二条の規定に基づく事前決裁を行うこと」を加え、同ハを同号ホとし、同号中ロをニとし、イをハ

本 出 先 機 関 庁  
福岡県警察本部  
福岡県教育庁  
福岡県監査委員事務局  
福岡県人事委員会事務局  
福岡県労働委員会事務局  
福岡県議会事務局

とし、ハの前に次のように加える。

イ 財務規則第九条第一項の規定に基づく財務担当所の臨時の出納員の任免を行うこと。

ロ 財務規則第十条第一項の規定に基づく財務担当所の現金出納員の任免を行うこと。

第二十三条第一項第二号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 別表七に定めるところにより、財務担当所に属する予算の範囲内で、財務規則第九十二条に規定する支出命令を行うこと。

別表第十号中「六〇〇万円未満」の下に「(出先機関の長が専決するものを除く。

)」を加える。

別表六 三 保健福祉部の表児童家庭課の項第五項児童家庭課長専決事項の上欄中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号から第十九号までを削り、同項児童家庭課長専決事項の中欄中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、同項児童家庭課長専決事項の下欄第一号を削る。

別表七を次のように改める。

別表七（第二十三条関係）契約の事前決裁、支出負担行為及び支出命令のうち、財務担当所長等が行う専決及び財務担当所長等に委任されたもの専決

10 原材料費	9 工事請負費	8 使用料及び賃借料	7 委託費	6 役務費	5 需用費		4 旅費のうち、概算 払旅費及び資金前 途旅費の精算事務	3 報償費	2 賃金	1 共済費	支出科目			
					食糧費	その他					契約の事前決裁	財務担当所長及び病院の院長	財務担当所長等が行う専決	
五 万円以上	三、 円以上 万										支出命令	第二十三条第三項に規定する副所長等	第二十三条第三項に規定する副所長等	財務担当所長等に委任されたもの専決
一 万円未満	一、 円未満 万	四 万円未満 全	四 万円未満 全	四 万円未満 全	二 万円未満 全	二 万円未満 全	全 額	全	全	全	支出負担行為	第二十三条第三項に規定する副所長等及び病院の事務	第二十三条第三項に規定する副所長等及び病院の事務	財務担当所長等に委任されたもの専決
三 万円未満	三、 円未満 万										支出命令			
	17 公課費	16 償還金、利子及び割引料	15 補償、補填及び賠償金	14 貸付金 (母子寡婦福祉資金貸付金に限る。)		13 負担金、補助及び交付金 福岡県補助金等交付規則の適用を受けないもの		12 備品購入費	11 公有財産購入費	支出科目				
					六 万円未満	六 万円未満				契約の事前決裁	財務担当所長及び病院の院長	財務担当所長等が行う専決	財務担当所長等が行う専決	
					六 万円未満	六 万円未満				支出負担行為				
					全 額	全 額				支出命令	第二十三条第三項に規定する副所長等	第二十三条第三項に規定する副所長等	第二十三条第三項に規定する副所長等	
	一 万円未満 全	四 万円未満 全	全				二 万円未満 全	二 万円未満 全	一 万円未満 全	支出負担行為	第二十三条第三項に規定する副所長等及び病院の事務	第二十三条第三項に規定する副所長等及び病院の事務	第二十三条第三項に規定する副所長等及び病院の事務	財務担当所長等に委任されたもの専決
										支出命令				

注 支出負担行為及び支出命令の財務担当所長に対する委任については、委任規則別表を参照のこと。

別表八 二 保健福祉部に属する出先機関の表保健福祉環境事務所の項中

(保健福祉部児童家庭課関係)

一 母子及び寡婦福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
この項中母子及び寡婦福祉法施行規則を「施行規則」という。

- 1 施行規則第六条の五の規定に基づき、常用雇用転換奨励給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。
- 2 施行規則第六条の九の規定に基づき、自立支援教育訓練給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。
- 3 施行規則第六条の十一の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。
- 4 施行規則第六条の十五の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。

- 1 施行規則第六条の十四第一項の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。
- 2 施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めること。

を

(保健福祉部児童家庭課関係)

一 母子及び寡婦福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
この項中母子及び寡婦福祉法施行令を「施行令」、母子及び寡婦福祉法施行規則を「施行規則」、福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則を「施行細則」という。

- 1 施行令第八条第五項の規定に基づき、貸付金の据置期間を延長すること(施行令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)
- ① 施行規則第六条の五の規定に基づき、常用雇用転換奨励給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。
- ② 施行規則第六条の九の
- ① 施行規則第六条の十四第一項の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。
- ② 施行規則第六条の十四

- 2 施行令第十一条の規定に基づき、貸付金の交付をやめ、又は減額すること(施行令第三十八条において準用する場合を含む。)
- 3 施行令第十二条の規定に基づき、貸付金を停止すること(施行令第三十八条において準用する場合を含む。)
- 4 施行令第十九条第一項の規定に基づき、償還金の支払を猶予すること(施行令第三十八条において準用する場合を含む。)
- 5 施行細則第二条第一項の規定に基づき、貸付金の要件に該当すると特に認めること。
- 6 施行細則第五条の規定に基づき、貸付金を適当又は不適当と認めた旨を通知すること。
- 7 施行細則第六条の規定に基づき、借入書を受領すること(施行細則第九条第三項において準用する場合を含む。)
- 8 施行細則第八条第二項の規定に基づき、貸付金の継続を適当又は不適当と認め、その旨を通知すること。
- 9 施行細則第九条第二項の規定に基づき、増額貸付金を適当又は不適当と認め、その旨を通知すること。
- ③ 施行規則第六条の十一の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。
- ④ 施行規則第六条の十五の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。
- ③ 施行細則第七条の規定に基づき、住所等の変更届等を受領すること。

に

<p>10 施行細則第十条第三項の規定に基づき、貸付金の辞退又は減額を承認し、その旨を通知すること。</p> <p>11 施行細則第十一条第二項の規定に基づき、貸付金の休止等を決定し、通知すること。</p> <p>12 施行細則第十二条第二項の規定に基づき、貸付金の停止を通知すること。</p> <p>13 施行細則第十三条第二項の規定に基づき、償還金の支払猶予を適当又は不適当と認めた旨を通知すること。</p> <p>14 施行細則第十四条第二項の規定に基づき、償還方法の変更を適当又は不適当と認め、その旨を通知すること。</p> <p>15 施行細則第十五条の規定に基づき、繰上償還申出書を受領すること。</p> <p>16 施行細則第十六条第三項の規定に基づき、据置期間の延長を適当又は不適当と認めた旨を通知すること。</p>	
--	--

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市東区箱崎  
株式会社  
川頭六丁目六番四一  
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)